

令和6年度 第2回 新潟市子ども・子育て会議 幼保部会  
書面会議概要

開催日時	令和6年9月5日（木）～9月20日（金）
議事内容	<p><b>【議事】</b></p> <p>（1）令和7年度に新設等を予定する特定教育・保育施設等について</p> <p>○事務局より、令和7年度新設予定施設、認定こども園等への移行予定施設、閉園予定施設等について書面（資料1）にて提示し、委員の意見を聴取しました。</p> <p>○委員からは、下記ご意見がありました。</p> <p>◎閉園予定施設（令和6年度末をもって閉園）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉園予定施設について、保護者説明会は実施されたのか。また、保護者から何か意見等はあったのか。</li> <li>→石山保育園は令和3年度、山ノ下保育園は令和4年度に保護者説明会を実施。保護者からの主な意見等は次のとおり。なお、新潟県立幼稚園については新潟県所管施設のため、保護者説明会実施の有無は把握していない。（事務局）</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>（石山保育園保護者説明会での主な質疑応答内容）</p> <p>保護者：在園児が全員卒園するまで閉園を待ってもらうことはできないか。</p> <p>市：閉園計画（案）を策定した際、そのような取り扱いも考えたが、児童数が少なくなってしまうたり、最終年度が一学年だけになってしまうため、集団保育等の保育上の観点から望ましくないと考え、令和6年度末での閉園とさせていただいた。</p> <p>保護者：石山地区では、将来的に市立園が無くなってしまうのか。</p> <p>市：石山地区から市立園が無くなってしまう可能性もゼロではないが、計画では半数程度の市立園を残す予定であるため、そうならないこともあり得る。なお、市立園は減らしていくが、状況に応じて私立園の整備なども進めていき、地域に必要な定員数はしっかりと確保していく。</p> <p>（山ノ下保育園保護者説明会での主な質疑応答内容）</p> <p>保護者：閉園公表後、転園等により在園児が数人程度となる場合、保護者の理解を得たうえで閉園を早める場合があるとのことだが、例えば、どうしても最終年度まで在園したいという児童が一人でもいた場合、最後（令和7年度末）まで運営を継続するのか。</p> <p>市：在園児が数人程度になるなど集団保育を行いつらい規模となった場合、閉園時期の前倒し相談をさせていただくことがあるが、市の説明を聞いていただいたうえで「やはり最後まで在園したい」というご意向があるのであれば、最終年度までしっかりと保育をさせていただく。</p> <p>→最終年度（令和7年度）の児童数が少数となる見込みとなった</p> </div>

ため、閉園時期を早めることについて、在園児保護者へ意向確認を行い、全保護者からご理解を頂けたことから、令和6年度末閉園となった。(事務局)

- ・在園児がスムーズに転園できるよう、十分な配慮がされると思うが、今後閉園が予定されている園についても、適切で迅速な対応が行われることを望む。  
→保育認定児童については、閉園時(閉園年度の翌年度4月)の転園では他の入園・転園希望者より優先して利用調整(転園選考)を行っている。また、閉園時までの転園についても、利用調整(転園選考)において加点を行うなどの配慮をしている。なお、教育認定児童の転園については施設と保護者の直接契約となるが、転園元(閉園)施設へ在園児の転園先の確保について努めるよう伝えている。(事務局)

#### 【報告】

##### (2) 市立保育園配置計画の進捗等について

○事務局より、進捗状況について書面(資料2)にて報告しました。

○委員からは、下記ご意見がありました。

##### ◎閉園に向けた調整を進めている園について

- ・亀田第一保育園、亀田第三保育園について、令和9年度から民営化というのは、園舎や園名はそのまま、運営が市から民間へ変わるということか。その場合、保育士が変わる等、在園児の環境の変化はあるか。  
→亀田第一保育園、亀田第三保育園については、両施設の近隣に一定規模の敷地(旧亀田公民館跡地)が確保できており、当該敷地に両園の代替となる新園(私立園)を建設し、令和9年度からの開設を予定している。両園の在園児は、新園へ進級することになる(他園への転園申請も可能)。新園の運営は民間事業者となり、園名は事業者が決めることになる。民営化後も、「保育所保育指針」等に基づく保育を行うことや職員配置基準等に変更はないが、保育士は新園運営事業者の職員となるなど、在園児への一定の環境変化はある。(事務局)
- ・山田保育園、寺地保育園、太夫浜保育園については、新設園へ転園となるのか。  
→近隣に開設予定の新園が主な転園先になると思うが、必ずしも新園へ転園する必要はなく、既存の他園への転園申請も可能。実際にどの施設へ転園になるかは、利用調整(転園選考)の結果次第となる。(事務局)